

(2) 富里市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

改正の内容は、地方税法等及び地方税法施行令等の一部改正等により、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を「17万円」から「19万円」に改正し、併せて所得税法等の一部改正による所要の改正を行うものです。

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年11月29日提出

富里市長 相 川 堅 治

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和43年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第24条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改める。

附則第13項を附則第15項とし、附則第12項を附則第14項とし、附則第11項の次に次の二項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第24条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額

又は特例適用利子等の額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第24条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第12項及び第13項の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の富里市国民健康保険税条例附則第12項及び第13項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前
(課税額) 第2条 (略) 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額)	(課税額) 第2条 (略) 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額)	第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1)～(3) (略)

附 則

附 則

改正後		改正前
1～11 (略) (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第24条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第24条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の	1～11 (略)	改正前

改正後	改正前
額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 14・15 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第12項及び第13項の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。 (適用区分) 2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。 3 この条例による改正後の富里市国民健康保険税条例附則第12項及び第13項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。	12・13 (略)

富里市国民健康保険税条例の一部改正について（概要）

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）の施行等により、市国民健康保険税条例にも改正を加える必要が生じたため。

2 改正内容

国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を「17万円」から「19万円」に改める。

	課 税 限 度 額	
	改 正 後	改 正 前
基 礎 課 税 額	<u>54万円</u>	<u>52万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	<u>19万円</u>	<u>17万円</u>
介 護 納 付 金 課 税 額	16万円	16万円
合 計	<u>89万円</u>	<u>85万円</u>

※介護納付金課税額は、「改正なし」

3 課税限度額対象世帯数

国保世帯数 9,528世帯（平成28年8月31日現在）

	改正後	改正前	増減
基 礎 課 税 額	222世帯 (国保世帯のうち 2.33%)	239世帯 (国保世帯のうち 2.51%)	▲17世帯
後期高齢者支援金等課税額	106世帯 (国保世帯のうち 1.11%)	136世帯 (国保世帯のうち 1.43%)	▲30世帯
課税限度額対象世帯数合計 【基礎・後期・介護いずれも 該当となる世帯数】	47世帯 (国保世帯のうち 0.49%)	51世帯 (国保世帯のうち 0.54%)	▲4世帯

4 改正による国民健康保険税（調定額）の増加見込額

（平成28年8月31日賦課基準）

	増加見込額
基礎課税額	4,608,332円
後期高齢者支援金等課税額	2,383,205円
合計	6,991,537円

5 その他

○附則第12項及び附則第13項

●特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例

市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（現外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律：平成29年1月1日に改題）第9条、第13条及び第17条）

6 施行期日

平成29年4月1日

ただし、附則第12項及び第13項の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。